

# 令和7年集団指導

## (介護予防) 訪問看護

◎運営基準にかかる指摘事項

◎報酬算定にかかる指摘事項

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課

# ◎運営基準にかかる指摘事項

## ◆人員に関する基準について

### ①指摘内容

- ・常勤の管理者を置いていないことが確認された。
- ・看護師等の員数について、常勤換算方法による員数の計算方法に誤りが確認された。

### ②関係基準

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第60条 および 第61条

### ③改善策

- ・訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこと。
- ・看護職員（保健師、看護師又は准看護師）を常勤換算方法で2.5人以上となる員数を確保すること。
- ・勤務が不定期的な看護職員の勤務延時間数の算定に当たっては、サービス提供の実績に即した時間数とすること。

# ◎運営基準にかかると指摘事項

## ◆主治医の指示書について

### ①指摘内容

- ・主治医の指示書がない状態で、居宅サービス計画および訪問看護計画が作成されていた。
- ・主治医の指示書に記載のないサービス内容が居宅サービス計画および訪問看護計画に記載されていた。

### ②関係基準

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第69条

### ③改善策

事業所の管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行い、事業者は、訪問看護の提供の開始に際し、主治医による指示を文書で受けること。

## ◎運営基準にかかる指摘事項

### ◆訪問看護計画書について

#### ①指摘内容

- ・訪問看護計画書について、サービス提供後に利用者の同意を得ている事例が確認された。
- ・居宅サービス計画に基づいたサービス提供が確認できない利用者が確認された。

#### ②関係基準

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第70条

#### ③改善策

- ・利用者へのサービス提供に当たっては、①訪問看護計画書の作成、②利用者の同意、③利用者へ計画書の交付、④サービス提供の開始の流れでサービスを提供すること。
- ・居宅サービス計画の内容に沿った訪問看護計画を作成し、計画に沿ったサービス提供を行うこと。

# ◎運営基準にかかると指摘事項

## ◆重要事項説明書について

### ①指摘内容

重要事項説明書について、利用者本人の同意がない事例が確認された。

### ②関係基準

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第74条（第8条準用）

### ③改善策

訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、文書を交付して説明を行い、事業所から訪問看護の提供を受けることにつき同意を得ること。

# ◎運営基準にかかかる指摘事項

## ◆業務継続計画について

### ①指摘内容

- ・必要な研修及び訓練を実施していることが客観的に確認できなかった。
- ・業務継続計画が定期的に見直されていないことが確認された。

### ②関係基準

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第74条（第30条の2準用）

### ③改善策

- ・必要な研修及び訓練を実施したことが客観的に見て分かるように記録を残すこと。
- ・研修や訓練から見えた課題を解消するよう定期的に業務継続計画の見直し、必要に応じて変更を行うこと。

## ◎運営基準にかかると指摘事項

### ◆感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会について

#### ①指摘内容

- ・委員会がおおむね6月に1回以上開催されていないことが確認された。
- ・委員会の結果について、訪問看護の提供に当たる従業員へ周知されていることが確認できなかった。

#### ②関係基準

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第74条（第31条準用）

#### ③改善策

委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について、訪問看護の提供に当たる従業員へ周知徹底を図ること。

# ◎運営基準にかかる指摘事項

## ◆虐待の発生・再発防止のための措置について

### ①指摘内容

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会の結果について、訪問看護の提供に当たる従業者へ周知されていることが確認できなかった。
- ・虐待の発生・再発防止のための措置を適切に実施するための担当者を置いていることが分からなかった。

### ②関係基準

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第74条（第37条の2準用）

### ③改善策

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会の結果について、訪問看護の提供に当たる従業者へ周知徹底されていることが客観的に見て分かるようにすること。
- ・虐待の発生・再発防止のための措置を適切に実施するための担当者を置いていることが客観的に見て分かるようにすること。

## ◎運営基準にかかる指摘事項

### ◆サテライト事業所について

#### ①指摘内容

・利用者の契約書、各委員会の開催記録等、本体事業所で一元的に管理すべき書類が確認できなかった。

#### ②関係基準

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第74条（第52条準用）

#### ③改善策

・利用者の契約書、各委員会の開催記録等の書類の管理及び保管は本体事業所で行うこと。

## ◎運営基準にかかる指摘事項

### ◆全体を通じて

指摘内容にかかる改善策を取ることができないやむを得ない事由がある場合は、その旨を記録すること。

(例) 居宅介護支援専門員から居宅サービス計画を提出してもらえない場合

→ いつ、誰に、連絡したのか記録として残しておく。

「〇年〇月〇日 〇〇氏に連絡し、居宅サービス計画の内容に変更がないことを確認済」

## ◎報酬算定にかかる指摘事項

### ①指摘した加算

緊急時訪問看護加算

### ②指摘内容

重要事項説明書の同意をもって、緊急時訪問看護加算の同意を得たものとされていた。

### ③改善策

重要事項説明書とは別に利用者が緊急時訪問看護加算に同意したことがわかる書類を作成し、同意を得ること。

## ◎報酬算定にかかる指摘事項

### ①指摘した加算

ターミナルケア加算

### ②指摘内容

訪問看護記録書に「終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録」等の記録が確認できなかった。

### ③改善策

算定要件とされている状態の変化や看護の内容等が客観的に見て分かるように訪問看護記録書を作成すること。

## ◎報酬算定にかかる指摘事項

### ①指摘した加算

サービス提供体制強化加算

### ②指摘内容

- ・看護師等ごとに作成すべき研修計画が作成されていなかった。
- ・看護師等の技術指導を目的とした会議について、定期的を開催していることが確認できなかった。
- ・サービス提供に当たる全ての看護師等が年1回以上健康診断を実施していることが確認できなかった。
- ・看護師等の総数のうち、勤続年数を満たす者の占める割合が要件を満たしていることが確認できなかった。

### ③改善策

- ・4つの算定要件に適合していることが客観的に見て分かるように記録及び資料を作成すること。